

名古屋市保育施策のあり方指針



平成19年10月

名古屋市

目 次

■ 指針策定にあたって

1 指針策定の趣旨	1
2 指針の位置づけ	1
3 指針の期間	1

■ 名古屋市の保育の現況

1 待機児童の現況等	
(1) 待機児童	2
(2) 学齢前児童の動向	3
(3) 要保育児童数の予想	3
2 保育所の現況	
(1) 保育施設の設置状況	4
(2) 特別保育等の実施状況	5
(3) 保育所の運営費等の状況	6

■ 保育の基本理念と10年後の望ましい姿

1 保育の基本理念	8
2 10年後の望ましい姿	8
3 保育所のあり方	9

■保育施策推進の基本的な考え方

1 待機児童の解消	11
2 多様化する保育需要への対応	12
3 地域の子育て支援の推進	12
4 保育の質の確保・向上	13
5 公立保育所の見直しにかかる基本的な考え方	
(1)公立保育所の役割	13
(2)見直しの方法	14
(3)運営主体の選定等	14
(4)具体的な建替等計画の策定	14

■事業推進計画

1 保育所の整備	15
2 特別保育の拡充	15
3 地域の子育て支援の推進	15

■指針策定にあたって

1 指針策定の趣旨

少子・高齢化の急速な進行は、社会活力の低下や地域社会の変容など経済社会全般にわたって大きな影響を与える問題です。こうした背景には、子どもを産み育てることへの様々な不安や子育て支援策など社会制度の不足などが考えられます。

このような課題を解消するためには、働くことと子育てが二者択一ではなく、ともに実現できるような社会となり、未来を担う子どもたちの健やかな成長と子育て家庭のいきいきとした暮らしを実現することが必要です。

この指針は、子どもにやさしく子育てしやすい名古屋を目指し、働くことと子育ての両立に最も重要な施策である保育施策のあるべき姿と、今後 10 か年における具体的な推進策などを示すものです。

2 指針の位置づけ

「名古屋新世紀計画 2010」、「笑顔あふれるなごやっ子プラン～子育て支援長期指針～」、「なごや子ども・子育てわくわくプラン～名古屋市次世代育成行動計画～」において、保育施策の一部は、他の事業も含めた総合計画の中で掲載されていますが、保育施策全般に関する総合的な計画等はありませんでした。

保育を取り巻く様々な状況が大きく変化しつつある中で、今般、名古屋市就学前の教育・保育の提供のあり方研究会保育専門部会からの報告書「名古屋市の今後の保育施策の方向性について」において、今後の保育施策のあり方や計画を策定する必要があるとの提言を受け、保育所を中心とした保育施策全般について、長期的な視野から、基本的な考え方、拡充すべき事業、見直すべき視点等についてとりまとめました。

今後、この指針に沿って、事業の拡充や見直しを進めていきますが、社会経済状況の変化、保育施策に関わる国の動向などをふまえ、必要のある場合には指針の見直しを行います。

また、認定こども園については、有識者による研究会での審議、検討を実施しており、その状況をふまえて、今後、指針の見直しの際に検討することとします。

3 指針の期間

平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間とします。

主な事業についての数量的な目標については、今回は平成 22 年度までの目標として、「名古屋新世紀計画 2010・第3次実施計画」の目標数値を登載するとともに、10 年後の望ましい目標水準を掲げました。

平成 23 年度以降 28 年度までについては、「なごや子ども・子育てわくわくプラン」の改定に向けたアンケート調査等で市民の保育ニーズを把握するなどして、本市の新たな総合計画との調整も行いながら、保育施策にかかる具体的な目標を設定し、10 年後の望ましい目標水準が達成できるよう努めていきます。

■名古屋市の保育の現況

1 待機児童の現況等

(1) 待機児童

保育所の新設などにより、名古屋市の待機児童数は、平成15年度から徐々に減少していますが、平成19年4月現在、342人の児童が待機となっております。

年齢別にみると、1～3歳児に待機児童の93%が集中しており、4～5歳児は定員を充足していない保育所もみられます。

また、区別では、守山区、緑区、名東区、中川区などで待機児童が多いものの、待機児童が多い区でも地域に差がみられます。

名古屋市では、平成18年度に5か所の保育所の新規整備や定員増を進めてきましたが、待機児童の解消は達成できていない状況にあります。

これは、保育所があれば就業したいという潜在的な保育需要が多いことに加え、地域的に待機児童数に差があり、より身近な保育所を選択される傾向があることがうかがわれます。

今後は、区単位ではなくもっと狭い地域での需要や年齢で異なる需要への確に対応していく必要があります。

【区別の待機児童数】(平成19年4月1日現在)

(単位:人)

区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
千種		3	1				4
東			1				1
北	4	6	10	3	1		24
西		14	6	1			21
中村			1				1
中							0
昭和				1	1		2
瑞穂							0
熱田							0
中川	6	13	11	2			32
港	1	2					3
南	1	2					3
守山	2	31	38	35	2	1	109
緑	3	13	35	31			82
名東		12	12	10			34
天白		10	5	9	2		26
合計	17	106	120	92	6	1	342

(2) 学齢前児童の動向

名古屋市の合計特殊出生率は、平成 18 年は 1.27 であり、平成 17 年と比べ微増しているものの、低下傾向をたどっており、出生数も平成 14 年からは 20,000 人以下となり、平成 17 年は 19,047 人と減少しています。

また、学齢前児童数(平成 19 年 4 月 1 日現在 117,378 人)も、こうした少子化の進行に伴い、平成 12 年度以降、年々減少しています。

今後については、市の人口動向にもよりますが、最近 5 年間(平成 14 年から 19 年)の対前年平均増減率(99.1%)と同様な傾向で推移すると想定すると、10 年後には約 108,200 人まで減少することになります。

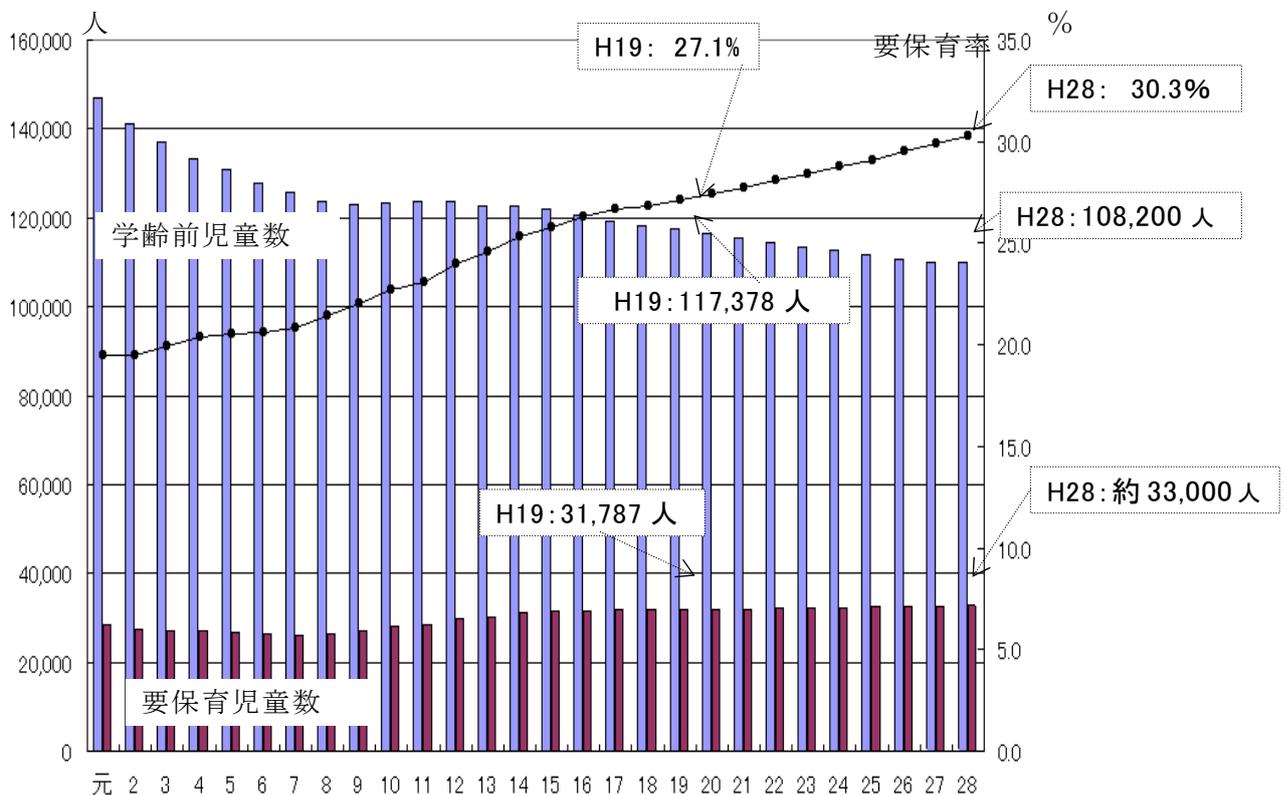
(この推計値は、今後、本市の将来推計人口を定めた時に、見直しをする予定です。)

(3) 要保育児童数の予想

女性の社会進出の増加や就業構造の変化、核家族化の進行などにより、保育所での保育を必要とする児童(要保育児童=入所児童+待機児童)数は、平成 14 年は、31,083 人、平成 19 年は 31,787 人と、逆に、年々増加傾向にあります。

「要保育率」(要保育児童数/学齢前児童数)は、平成 14 年度には 25.3%でしたが、平成 19 年度には 27.1%に伸びており、今後 10 年間、このような傾向が続くと予想しますと、平成 28 年度には、要保育率は 30.3%、要保育児童数は約 33,000 人になるものと推計されます。

【要保育児童数・学齢前児童数等の推移と予想】



2 保育所の現況

(1) 保育施設の設置状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区	分		か所数	入所児童数(人)
認可保育所	公立	直 営	123	10,906
	民間	社会福祉法人等	158	20,539
	計		281	31,445
そ の 他	家庭保育室		10	22
	託児室		5	73

その他、事業所内保育所56施設、ベビーホテル等73施設があります。

名古屋市の保育所は、民間保育所数が公立保育所数を上回っています。昭和 30 年代までは、民間保育所が圧倒的に上回っていました(昭和 32 年度公立 21 か所、民間 111 か所)が、昭和 40 年代後半から、第2次ベビーブームによる出生児童数の増加に対応するため、急ピッチで公立保育所の建設を進めたため、保育所数の差は小さくなっています。

公立保育所が一時期に集中して建設された結果、老朽化のための建替時期も一斉に到来することになります。平成 19 年 4 月現在、築 30 年以上の公立保育所が 75 か所あります。

今後、アセットマネジメントの考え方も採り入れ、建替の必要性や手法などを早急に検討し、計画的に進めていく必要があります。

また、民間保育所の老朽化についても、国の交付金を活用し、計画的に対応していく必要があります。

○建築年数別公立保育所数

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

築年数(5年区分)	建 築 年 度	か所数
築 40 年以上	1967 年(昭和 42 年)以前	3
築 35 年～築 39 年	1968～1972(昭和 43～47)	27
築 30 年～築 34 年	1973～1977(昭和 48～52)	45
築 25 年～築 29 年	1978～1982(昭和 53～57)	34
築 20 年～築 24 年	1983～1987(昭和 58～62)	10
築 15 年～築 19 年	1988～1992(昭和 63～平成 4)	1
築 10 年～築 14 年	1993～1997(平成 5～9)	2
築 10 年未満	1998～(平成 10 年)以降	1
総 数		123

(2) 特別保育等の実施状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(か所数)

事業名	合計	保育所		その他
		公立	民間	
障害児保育	224	121	103	
延長保育	143	49	94	
一時保育	23		23	
休日保育	6		6	
※病児・病後児デイケア	6		1	5
地域子育て支援センター	30	12	17	1

(※病児・病後児デイケア事業は、平成 19 年 7 月 30 日開始)

延長保育などの特別保育の実施状況は、民間保育所の実施率が上回っています。

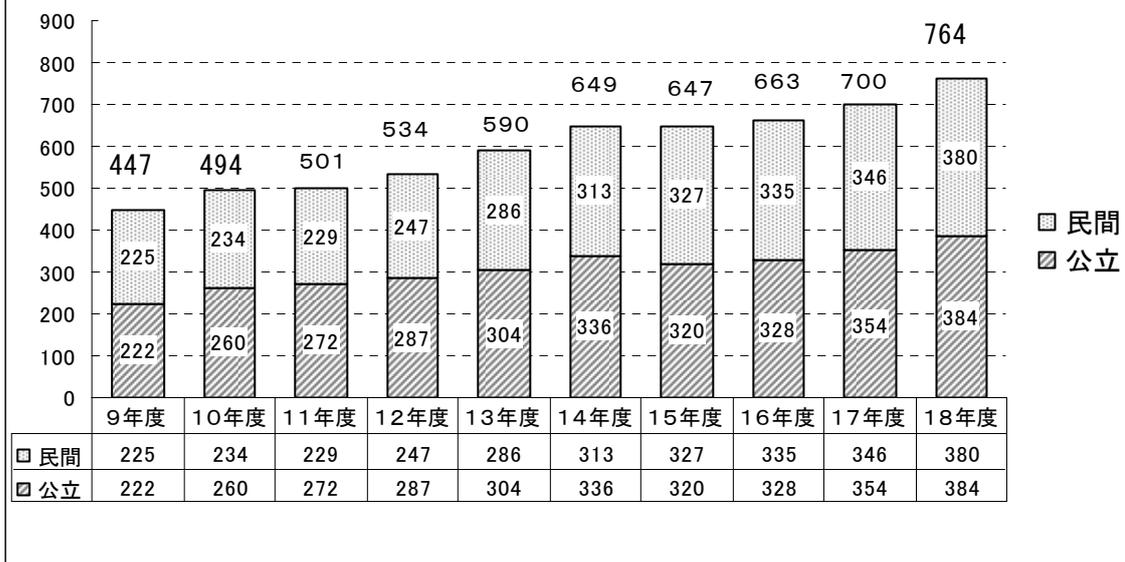
これは、新たな取組みへの意欲の高い民間保育所があり、そうした民間保育所を中心に多様な保育事業や子育て支援サービスの実施が率先して行われてきたことに加え、民間保育所で実施可能な事業は民間保育所での実施を優先して進めてきたことにもよります。

一方、障害児保育については、名古屋市は、障害のある子もない子とともに育ちあう統合保育の理念に基づき取り組んでおり、毎年、保育所に入所する障害児も増加しています。

今後も、こうした障害児保育の拡充や、延長保育など多様な保育ニーズに対応していくためには、公立・民間保育所が連携し、特別保育の拡充を進めていく必要があります。

図1 最近10年間の名古屋市の保育所入所障害児数

(各年度3.1現在)



(3) 保育所の運営費等の状況

ア 保育所運営費(平成 19 年度予算)

○運営費総額の内訳

(単位：百万円)

総額		38,053				(100%)
国基準による運営費		25,032	超過負担		13,021	
		(65.8%)			(34.2%)	
(財源内訳)						
国基準による保育料		国庫負担	市義務負担	国補助等	市法外負担	
市保育料	軽減額					
7,156	4,446	4,486	8,944	538	12,483	
(18.8%)	(11.7%)	(11.8%)	(23.5%)	(1.4%)	(32.8%)	

保護者負担	国庫負担・国補助等	市の負担額			25,874	(68.0%)
		軽減額	市義務負担	市法外負担		
7,156	5,023	4,446	8,945	12,483		
(18.8%)	(13.2%)	(11.7%)	(23.5%)	(32.8%)		

○児童 1 人あたりの平均月額運営費

児童 1 人あたり運営費月額	95,302 円	(100%)
	(公立： 115,240 円)	
	(民間： 84,023 円)	
国基準運営費	62,692 円	
	(65.8%)	
市独自負担	32,610 円	(34.2%)

平成 19 年度予算における、公立・民間保育所合わせて 281 か園の保育所運営にかかる経費は、約 380 億 5 千万円で、このうち国基準で計算した運営費は、約 250 億 3 千万円で、残る約 130 億 2 千万円は本市が独自に負担しています。

こうしたことから、児童 1 人あたりについての 1 か月の運営費は、国基準 62,692 円に対し、市の独自負担 32,610 円が加算され 95,302 円となっています。

また、公立保育所と民間保育所の1か所あたりの運営費を単純に90人定員モデルで計算しますと、年間で公立約9,900万円、民間約7,800万円で、公立の方が約2,100万円高くなります。これは、公立保育所の職員の平均勤続年数が民間保育所より長いことが主な要因です。

○保育所における児童定員90人モデルの公民比較(平成17年度決算)

区 分		公 立 保 育 所	民 間 保 育 所
年 間 運 営 費		99 百万円	78 百万円
内 訳	人 件 費	84 百万円	63 百万円
	物 件 費	15 百万円	15 百万円
職 員 体 制 (平均年齢・勤続年数)		園 長 1人 (54歳・32年) 保 育 士 9人 (40歳・18年) 業 務 士 2人 (42歳・11年)	園 長 1人 (56歳・24年) 保 育 士 9人 (31歳・7年) 業 務 士 2人 (41歳・8年)

イ 保育料

○児童1人あたりの月額保育料(平成19年度入所見込児童)

国基準保育料	29,057 円	(100%)
市保育料(保護者負担)	17,922 円	(61.7%)
	市独自負担	11,135 円 (38.3%)

保育料について、国の考え方より保護者の負担を軽減し、名古屋市独自の基準で保育料を設定している他、第3子以降の児童の保育料無料化などにより、その割合を、国基準より約4割低く設定しています。このため、約44億4千万円を名古屋市で独自に負担しています。

■ 保育の基本理念と 10 年後の望ましい姿

1 保育の基本理念

- **子どもが心身ともに健やかに育つことを第一に考えます。**
- **子どもを育てる環境をよりよいものにします。**

保育所は乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期にその生活の大半を過ごすところであり、養護と教育を一体として豊かな人間性をもった子どもに育成することが求められます。また、地域の子育て家庭の支援も重要な役目です。

名古屋市は、児童福祉法の理念をふまえ、子どもの最善の利益の尊重および福祉の増進のため、人的・物的環境を整え、保育所保育指針や名古屋市保育所人権保育指針に基づいた保育を実施し、「子育てするなら名古屋で」の実現を図ります。

- ・ 子どもが心身ともに健やかに育つために、保育所に通う子どもはもちろん、地域の未就園児の育ちを支援し、子どもの主体性や人権を尊重し、保護者とともにその成長発達を見守ります。
- ・ 子どもにとって家庭や家族は何ものにも代えがたい大切なものであり、その役割の重要性から、保護者の育む力を信頼し支えます。
- ・ 子育て環境をよりよくするため、地域の子育て家庭へ情報の提供を行い、地域社会と力を合わせ、すべての子どもの福祉の増進を図ります。

2 10 年後の望ましい姿

- **子どもが心身ともに健やかに育つことのできる保育の質(保育環境・保育内容)が保障されます。**
- **様々なニーズに対応した保育サービスが受けられます。**
- **待機児童が解消され、希望する保育所が利用できます。**
- **地域のすべての子どもと子育て家庭が、子育てに関する相談や支援が受けられます。**

保育施策の推進にあたっては、保育の質の確保が重要であり、保育の質は、保育環境及び保育内容の充実により確保され、保育士の自己研鑽と職員相互の協力体制による保育所入所児童や保護者との関わりにより向上するものと考えております。

また、女性の就労率の向上や、家庭における養育力、地域における子育て支援機能の低下が進むと思われる中では、多様な保育サービスや子育て支援の地域における担い手として、保育所への期待は、ますます大きくなっていきます。

一方、国からの補助の縮減や名古屋市の厳しい財政事情、市職員の定員管理計画、民間活用などの考え方から、限られた財源や人員の中で、安定・継続した保育サービスの提供や保育内容の充実を図るためには、より効率的・効果的な施設の運営や事業の進め方が求められています。

こうした視点から、保育の質の確保を図りつつ、市民の多様化する保育ニーズへの対応や地域の子育て支援を進め、10年後の望ましい姿の実現を目指します。

3 保育所のあり方

保育所は、公立・民間保育所がともに、一定の地域の子育て支援に責任を持ち、多様な保育ニーズに適切かつ迅速に対応し、さらに、地域子育て支援機能の強化を図っていかねばなりません。

そのためには、公立・民間保育所の協働、連携が必要不可欠であり、一定の地域における子育て自主グループなど様々な子育て資源と連携し、ネットワークとして構築していくとともに、その地域における多様な保育ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした、ネットワークが機能するためには、保育所間や関係機関との連絡調整などに中心的役割を果たし、ネットワーク構成員との協働、連携に主体的・積極的に取り組む「センター保育所」があることが望ましいと考えます。

また、よりきめ細かな地域の需要に応じた保育サービスを提供していくため、区よりも狭い地域としてエリア(※)という考え方を導入します。

○ネットワーク

個々の保育所での保育の提供に加え、エリアごとに、各保育所間でネットワークを構築し、情報交換や連携を密にすることで、個々の保育所だけでは対応しにくい多様な保育ニーズに対応します。

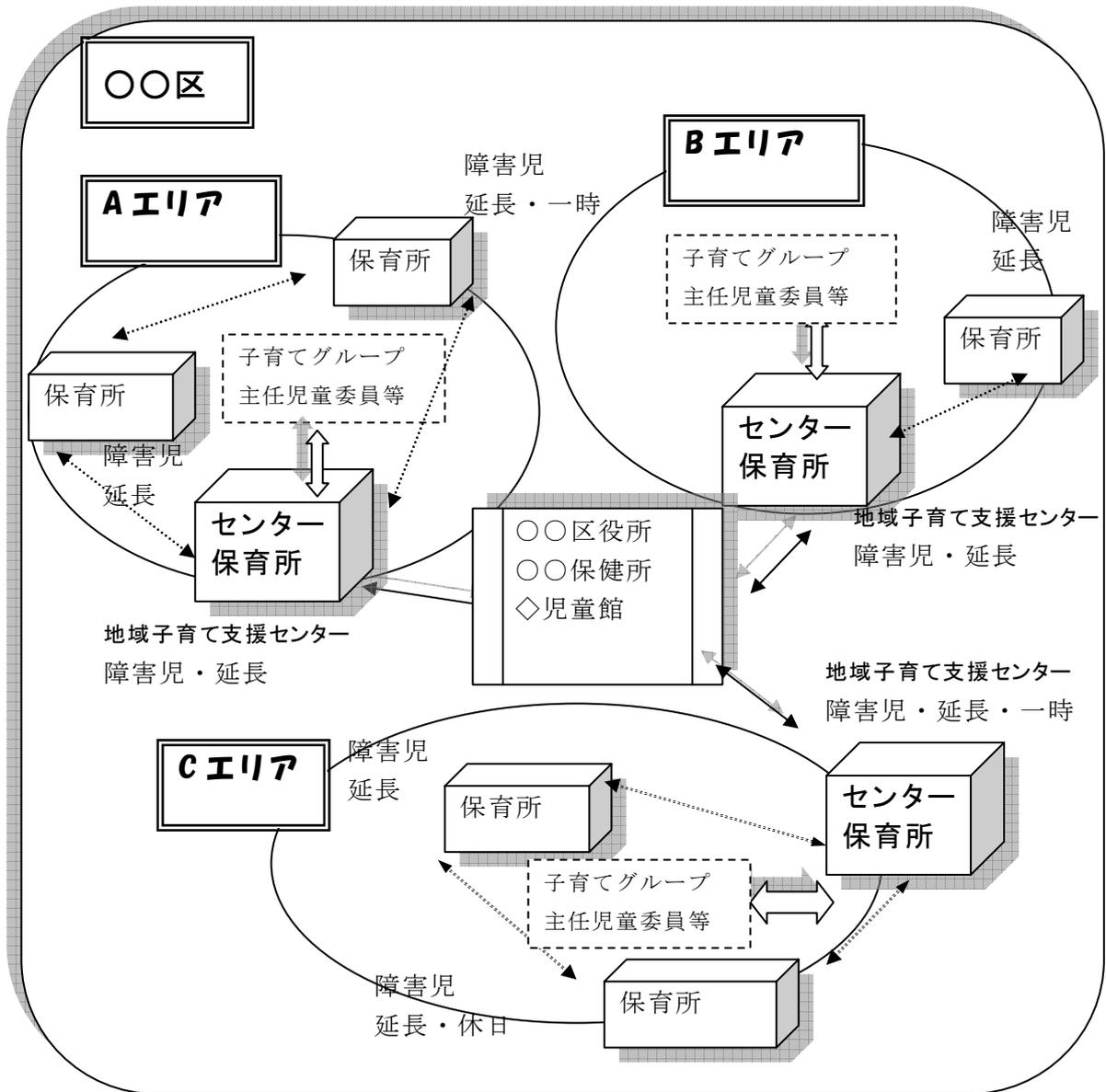
また、区役所・保健所や主任児童委員などの関係機関、子育て自主グループなどの様々な子育て資源との連携を強め、幅広いネットワークを構築していくことで、虐待など要援護家庭をはじめとした支援の必要な子育て家庭への対応など地域子育て支援機能の強化を図っていきます。

○センター保育所

このセンター保育所は、公立保育所の一部と子育て支援や特別保育事業に意欲のある民間保育所が担い、エリア内の全ての子育て家庭が利用できる「地域子育て支援センター事業」を実施します。

※「**エリア**」

おおむね1～2中学校区、学齢前児童1,000人～2,000人程度を「**エリア**」という。



■保育施策推進の基本的な考え方

急速な少子化の進行は、単なる人口減少にとどまらず、社会経済や地域社会などの姿にも大きく影響します。

本市の子育て家庭への調査によれば、理想とする子どもの数は 2.63 人ですが、現実の子ども数は 2.11 人であり、理想と現実の乖離が見られます。これは、出産には、子育ての経済的な負担のほか、子育てや子育てしながら働き続けられる見通し、あるいは仕事と家庭生活の調和への不安が影響していると考えられます。

名古屋市では、仕事と子育ての両立支援を進めるため、子育ての経済的負担の軽減という観点から、引き続き保育料の軽減を実施するとともに、保育所の待機児童を解消し、多様な働き方に対応する保育サービスを拡充していきます。こうした量的な拡充にあたっては、保育の質を確保し、子どもの視点にたった事業の展開を図る必要があります。

また、子育てしている家庭が子育てに不安を感じないよう、在宅の児童も含めた地域の子育て支援等を、公立・民間保育所がネットワークを構築して進めていきます。

具体的には、次の考え方を基本として施策を推進していきます。

1 待機児童の解消

(1) 保育所の新規整備

保育所の整備については、保育需要が高い地域において新規整備し、3歳以下の需要が高いことから、3歳以下の児童の定員設定に配慮します。

また、従来、新規整備は、区単位での保育需要をふまえ、社会福祉法人等非営利法人による整備を進めてきました。

しかしながら、同一区内でも地域によって保育需要に差が大きく、市民は居住地に近接する保育所を選択することが多いため、今後は、区単位ではなく、より狭い地域における保育需要を考慮して整備を進めます。

(2) 既存保育所の定員見直し

3歳以下の保育需要が高いことから、既存保育所の老朽化等による全面改築に際しては、3歳以下の児童の定員増を積極的に進めます。

また、増築や改修で3歳以下の児童の定員増を図っていくとともに、4～5歳児の利用率が大きく下回っている保育所については定員の見直しを進めます。

(3) 家庭保育室の推進

従来の個人型の家庭保育室に加え、今後、認可保育所を運営する社会福祉法人等に委託する制度を拡充し、進めていきます。これは、待機児童のある地域に迅速に対応するため、認可保育所が、近隣で家庭保育室として使用可能な場所を確保し、保育所職員が、3歳以下の児童を保育所と一体となって保育する制度です。

2 多様化する保育需要への対応

保護者の就労状況や生活環境が多様化してきている現実に対応して、多様なニーズにあわせ特別保育を拡充し、仕事と子育ての両立支援を推進します。

また、子どもの最善の利益が実現できるよう、子育て家庭の支援とともに、保護者との協働にも配慮し、事業の拡充を進めていきます。

(1) 障害児保育

障害のある子もいない子も、ともに育ちあう統合保育の理念に基づいて、集団保育が可能な障害のある子どもの保育を拡充していくため、すべての保育所で、障害児保育が実施できるよう進めます。

(2) 延長保育

保護者の就労時間の多様化に対応し、より近くの保育所での利用が可能となるよう、すべての保育所で延長保育が実施できるよう進めます。

(3) 休日保育

保護者の多様な働き方への対応として、今後もサービス業を中心として需要が見込まれることから、おおむね各区に1か所の実施を目指します。

(4) 病児・病後児デイケア

保護者の就労と子育ての両立支援のため、子どもの視点に立った安心して生活できる場の確保策として、病児・病後児デイケア事業の拡充を図っていく必要があります。おおむね各区に1か所の実施を目指します。

(5) 一時保育

保護者の傷病などによる緊急時やリフレッシュなどに利用できる一時保育について、働き方の多様化や地域における子育て支援の強化の観点から、バランスのとれた配置を考慮しつつ、おおむね1～2 エリアに1か所の実施を目指します。

3 地域の子育て支援の推進

少子化や核家族化の進行、地域における人間関係の稀薄化などにより、家庭内における養育力や地域の子育て支援機能が弱まってきたことから、子育て中のすべての家庭の児童・保護者への相談・支援を進めていく必要があります。

このため、地域の子育て家庭の相談支援にあたるため、経験や知識の豊富な保育士等の人材確保を図り、地域子育て支援センターの各エリアに1か所の設置を進めます。

そして、この地域子育て支援センターを設置する保育所は、エリア内の各保育所間のネットワークの中心機能を果たすとともに、区役所・保健所や地域の主任児童委員などの関係機関や子育て自主グループなど様々な子育て資源と連携し、地域の子育て支援の拠点として様々な活動を行っていきます。

また、センター以外の保育所においても、定期的に園庭開放や行事等を行うなど地域に開かれた保育所づくりを進め、地域の子育て支援の推進に努めていきます。

4 保育の質の確保・向上

子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うためには、保護者、社会および保育所等が協働して、子どもに関わる必要があります。

また、保育所における保育の質を確保・向上させるためには、施設面・体制面等の保育環境と保育内容の充実が必要であると考えています。

子どもを育てる環境をよりよいものとするため、国の最低基準を遵守するだけでなく、子どもの状況や地域にあった整備等を行い、研修や指導監査を充実していく必要があります。そして、子どもが心身ともに健やかに育つため、保育所職員は、知識・技能の習熟と高い倫理観を養い、自己研鑽に努め職員相互の協力体制のもとに保育を進めていかなければなりません。

現在、国においては、保育所保育指針の改定作業が進められ、保育現場の創意工夫が一層求められるなど新しい課題が提起されています。名古屋市においても、この地域にふさわしい創意工夫を取り込んだ保育計画が各保育所で作成できるよう、市としてのガイドラインづくりを公民協働で進めていきます。

さらに、保育の質等を評価し、市民に説明、情報提供していくため、また、保育所や保育士が自らの保育内容等を自己点検する機会としても、今後は、第三者評価制度の利用促進も進めていきます。

また、公立・民間保育所で職員配置基準や職員の給料等に格差がないよう設けている補助制度について、透明性の確保や制度内容等について検討する必要があります。

さらに、認可外保育施設における保育内容等についても、子どもの処遇改善を図るため、今後も引き続き指導監督の充実に努めていきます。

5 公立保育所の見直しにかかる基本的な考え方

今後は、公立保育所も民間保育所とともに、地域子育て支援や特別保育を拡充する上で、財源や人員などの確保を図る必要があります。

そのため、公立保育所の改築等にあわせ、実績のある社会福祉法人の力を活用し、改築費用や運営費を縮減することは有効な手法です。

このような民間の力の活用にあたっては、公立保育所の役割をふまえた上で、保育の質を確保するため、質の高い保育が提供でき、特別保育に意欲のある社会福祉法人を公募で選定することが必要です。

また、将来の保育需要が見込まれない地域では、他の公立保育所との配置状況等をふまえながら、公立保育所の統廃合も検討します。

(1) 公立保育所の役割

公立保育所はこれまで、名古屋市として保育所保育指針に基づくスタンダードな保育を提供する保育所として保育の質を確保するとともに、実習生の受入れ等人材養成の拠点や行政が地域の子どもや家庭の状況を直接的に把握するアンテナの役割も果たしてきました。

今後は、経験豊かな保育士の力を活用して、子育て支援や特別保育事業に意欲のある民間保育所とともに「センター保育所」として、地域の子育て支援の

拠点となることが求められています。

また、公立保育所はスタンダードで均質な保育の提供を行うほか、障害児や特別の配慮を必要とする児童を積極的に受け入れるなどセーフティ・ネット的な役割を果たす保育所として、おおむねエリアごとに配置される必要があります。

(2)見直しの方法

ア 公立保育所の民間移管

昭和40年代後半から短期間で建設された公立保育所は、修繕で一定期間の長命化を図っても、老朽改築時期が一斉に到来するなど、将来、大きな財源負担となることが予測されます。

こうしたことから、一部の公立保育所において、老朽改築時などにあわせ実績のある社会福祉法人による整備や運営移管を進めていくことで、国庫交付金を活用した改築や運営の効率化を図り、公立保育所における子育て支援等の実施にかかる財源や人員を確保することができます。

整備・運営移管先を社会福祉法人としたのは、社会福祉事業を行うことを目的として設立され、社会福祉法により特別の位置づけを与えられている公共性の極めて高い法人であり、国・地方自治体に強い監督権限が認められている法人であること等からです。

イ 公立保育所の統廃合

近隣の保育事情や他の公立保育所との配置状況により、老朽改築などにあわせ、近隣の公立保育所との統廃合を図ります。

(3)運営主体の選定等

民間移管する場合の運営主体は、認可保育所の経営実績のある社会福祉法人を公募して、質の高い保育が提供でき、特別保育に意欲のある法人を、保護者の意見も参考にして選定します。

(4)具体的な建替等計画の策定

ア 公立保育所の民間移管や統廃合については、対象となる保育所の具体的な基準や見直しの進め方について、平成20年度に策定し公表します。

イ 老朽改築が必要な公立保育所に関しては、現在検討中の市全体のアセットマネジメントシステム(※)の導入による見直しの方針に沿って計画し、公表します。

ウ 早急に、移転や改築などを進める必要がある公立保育所については、前記の基本的な考え方をふまえ個別に検討し、具体的な計画を策定・公表します。

※「アセットマネジメントシステム」

公共施設をアセット(資産)として捉え、財政的制約のもとで資産全体の効用を最大化するためのマネジメント手法。個々の公共施設は、適切な管理水準の維持や長寿化を図ることで、整備・維持・補修・更新にかかる費用を最小化することが可能となる。

■事業推進計画

保育所の整備や主な事業について、平成19年度～22年度の4年間は、原則として「名古屋新世紀計画 2010」の第3次実施計画の数値目標を掲載するとともに、10年後の平成28年度の望ましい目標水準を掲げました。

1 保育所の整備

区 分	18年度末	19年度 ～22年度	28年度 (望ましい目標水準)
保育所の整備	か所数 279 定員 32,615人	か所数 286 定員 33,215人	待機児童が解消され、 希望する保育所へ入所

2 特別保育の拡充

区 分	18年度末	19年度 ～22年度	28年度 (望ましい目標水準)
延長保育	132	198	全園で実施
障害児保育	229	拡充	全園で受入れ可能
休日保育	4	12	おおむね各区に1か所
病児・病後児 デイケア	2 (病後児のみ)	10	おおむね各区に1か所
一時保育	18	36	1～2エリアに1か所

3 地域の子育て支援の推進

区 分	18年度末	19年度 ～22年度	28年度 (望ましい目標水準)
地域子育て支援 センター事業	25	52	1エリアに1か所
園庭開放など 地域子育て支援	147	拡充	全園で実施



「名古屋市保育施策のあり方指針」

名古屋市子ども青少年局子育て家庭部保育課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2524<ダイヤルイン>

ファクシミリ番号 052-972-4146

電子メール a2524@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp